愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱

（昭和 35 年５月 12 日
最終改正：令和８年 10 月１日
（令和８年 10 月１日適用））

第１　総則

１　愛媛県農林漁業共同化資金の融資は、愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例（昭和36年愛媛県条例第25号）及び愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例施行規則（昭和 36 年愛媛県規則第 41 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により行う。

２(1) この要綱において「中核農家」とは、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ　農業生産の担い手として意欲･知識及び能力を有する者

ロ　別表１に定める営農条件等に関する基準におおむね合致している者で、健全な農業計画を策定している者

(2) この要綱において「青年農業者」とは、次に掲げる者であって、別に定める「青年農業者生活設計、経営計画認定要領」に基づき「生活設計」及び「経営計画」の認定を受けた者とする。

イ　農業後継者

中核農家の子弟で、主として農業に従事し（年間の農業従事日数が農業以外の業に従事する日数よりも多い者をいう。）、将来農業経営を実質的に承継し、その拡大発展が可能な 18 歳以上 40 歳未満の者。

ロ　新規就農者

新規学卒就農者（農業後継者を除く。）、ＵＪＩターン就農者又は非農家からの新規就農者で、主として農業を営み（年間の農業従事日数が農業以外の業に従事する日数よりも多い者又はその予定の者をいう。）、地域農業を担うのにふさわしい意欲と能力を有し、就農後３年を経過していない 18 歳以上 40 歳未満の者。

(3) この要綱において「青年林業者」とは、次に掲げる者であって、別に定める「青年林業者認定要領」に基づき「生活設計」及び「施行計画」の認定を受けた者とする。

イ　林業後継者

林業の自立経営を行っている者の子弟で、主として林業に従事し（年間の林業従事日数が林業以外の業に従事する日数よりも多い者をいう。）、将来林業経営を実質的に承継し、その拡大発展が可能な 18 歳以上 40 歳未満の者。

ロ　新規就業者

新規学卒就業者（林業後継者を除く。）、Ｕターン就業者又は非林家からの新規就業者で、主として林業を営み（年間の林業従事日数が林業以外の業に従事する日数よりも多い者又はその予定の者をいう。）、地域林業を担うのにふさわしい意欲と能力を有し、就業後３年を経過していない 18 歳以上 40 歳未満の者。

(4) この要綱において「青年漁業者」とは、漁業の自立経営を行っている者の子弟、漁業の自立経営を行っている者又は漁業以外からの新規就業者で、主として漁業を営み（年間の漁業従事日数が漁業以外の業に従事する日数よりも多い者又はその予定の者をいう。）、その拡大発展が可能な 18 歳以上 40 歳未満の者であって、別に定める「青年漁業者認定要綱」に基づき「経営計画」及び「生活改善計画」の認定を受けた者とする。

３　貸付金は事業費の８割以内とし、かつ現金支出額の範囲内とする。ただし、特別の理由がある場合において県が承認したときは、その承認した額とする。

４　３の規定にかかわらず、青年農業者、青年林業者及び青年漁業者（以下、「青年農林漁業者」と総称する。）にあっては、９割以内とする。

５(1) 青年農林漁業者に係る貸付金のうち、７の規定に基づき県が通知する青年農林漁業者

向けの貸付利率及び利子補給率が適用されるものの限度額は 400 万円とする。この場合において住居の改増築に係る貸付金にあっては 80 万円、海外研修に係る貸付金にあっては 50 万円とする。

(2) 中核農家が行う複合経営に係る貸付金の限度額は、畜産経営及び施設園芸経営にあっては 100 万円、その他の経営にあっては 50 万円とする。

(3) 中核農家農作業受託に係る貸付金の限度額は、400 万円とする。

6　国の制度融資の対象となる事業は、原則として融資の対象としない。

7　融資対象事業・貸付の相手方・償還期限及び据置期間等は、別表２のとおりとし、貸付利率及び利子補給率については、県が通知するものとする。

8　県・地方局・市町及び融資機関は、特に次の事項に留意し処理するものとする。

(1) 真に経済効果が期待できる事業であること。

(2) 当該事業を行うために必要な自己資金及び運転資金の調達見込みがあること。

(3) 償還財源の確保が確実で、償還方法が適当であること。

(4) 既貸付金の使途・事業の進捗及び償還等の状況が良好であること。

9　県は、必要であると認めるときは、融資機関から融資に関する報告を求めるものとする。

第２　借入手続

1　市町は、関係農林漁業団体と協議のうえ、当該年度の事業実施計画を所定の期日までに地方局を経由して、県に提出するものとする。

2　県は、当該年度の利子補給の対象となる貸付金の額の範囲内において、既往の調査資料等に基づき市町の事業実施計画を審査し、地方局の融資目標額を定めるものとする。ただし、地方局の管轄区域を越える区域を地区とする農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・農業協同組合連合会・森林組合連合会及び漁業協同組合連合会並びに規則第３条により知事が特に必要と認めたものが行う事業資金については、融資機関と協議のうえ関係農業協同組合等ごとの融資目標額を通知するものとする。

3 (1) この資金の貸付けを受けようとする青年農業者は、「青年農業者生活設計、経営計画認定要領」により生活設計及び経営計画書を県に提出し、認定を受けるものとする。

(2) この資金の貸付けを受けようとする青年林業者は、「青年林業者認定要領」に基づき生活設計及び指向計画書を県に提出し、認定を受けるものとする。

(3) この資金の貸付けを受けようとする青年漁業者は、「青年漁業者認定要綱」に基づき経営計画及び生活改善計画書を県に提出し、認定を受けるものとする。

4　農林漁業共同化資金の借入希望者は、借入申込書（別紙様式第１号・第２号）を市町の区域を地区とする農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合（以下「組合」という。）に提出する。ただし、中核農家複合経営に係る資金を借受ける場合は、借入申込書の提出にあたって営農計画書（複合経営）（別紙様式第３－２号）を、中核農家農作業受託に係る資金を借受ける場合は、借入申込書の提出にあたって営農計画書（農作業受託）（別紙様式第３－３号、第３－４号）を添付するものとする。

5　組合は、内容を審査した後に農林漁業共同化資金融資適格承認申請書（以下「申請書」という。）（別紙様式第３－１号）を作成し、これに借入申込書写を添付し市町に提出する。

6　組合が農林漁業共同化資金の借入れを希望する場合は、５に準じるものとする。

7　市町は、内容を審査のうえ適当と認めたときは、申請書及び借入申込書写を地方局に提出する。提出期限は毎月 15 日とする。

8　地方局は、内容を審査（別に定める審査基準による。）のうえ適当と認めたときは、毎月 20 日（当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、当該日曜日、土曜日又は休日の直後の日曜日又、土曜日又は休日以外の日）付けで融資適格の承認を行う。融資適格承認は、融資適格承認書（申請書写に承認印を押印したものとし、以下「承認書」という。）によって行う。

不承認のものについては、承認書の該当者備考欄に「不承認」の表示を行い、農林漁業共同化資金融資適格不承認通知書（以下「不承認通知書」という。）（別紙様式第４号）を作成

する。

９　２のただし書による融資目標額の割当内示を受けた農業協同組合等は、申請書に借入申込書写を添付し直接県に提出する。ただし、地方局の管轄区域を越える区域を地区とする森林組合及び森林組合連合会並びに規則第３条により知事が特に必要と認めたものについては４に準じるものとする。

10　申請書は、農業、林業、漁業及びその他の４種類に区分して作成するものとする。

11　地方局は、承認書及び不承認通知書を市町を経由して組合に送付する。９の申請に係るものは、承認書及び不承認通知書を県から直接農業協同組合等に送付する。

12　地方局は、融資適格承認状況を農林漁業共同化資金融資適格承認状況報告書（別紙様式第５号）により県に報告する。

13　青年農林漁業者に係る申込書、承認申請書、承認状況報告書等の上欄右肩に「青年農業者資金」、「青年林業者資金」又は「青年漁業者資金」を朱書する。

14　県の融資適格承認状況等の処理は、地方局の処理要領に準じて行う。

第３　事業完了届

農林漁業共同化資金の貸付けを受けた者は、融資対象事業（借入れ後１年以内に当該事業を完了すること。）が完了したときは、農林漁業共同化資金融資対象事業完了届（別紙様式第６号）を組合等に提出する。

第４　融資報告書

１　融資機関は、１月１日から６月 30 日まで（以下「上期」という。）及び７月１日から 12 月 31 日まで（以下「下期」という。）の期間ごとに農林漁業共同化資金融資報告書（以下「融資報告書」という。）（別紙様式第７号）を作成し、上期分は７月 15 日までに、下期分は翌年１月 15 日までに地方局（農業協同組合以外の融資機関は県とする。）に提出する。

２　地方局は、融資報告書を、上期分を７月 20 日までに、下期分は１月 20 日までに県に提出する。

第５　事前着工届

１　特別の理由により、やむを得ず融資適格承認前に事業の着工を行おうとする者は、あらかじめ愛媛県農林漁業共同化資金事前着工届（以下「事前着工届」という。）（別紙様式第８号）を組合に提出し、市町を経由して地方局に届け出なければならない。

２　地方局は、提出された事前着工届が適正であると認められるときは受理するものとし、その旨を組合に速やかに連絡するものとする。